

## 【ご紹介】TV会議システムについて

本部(大阪府吹田市)、大阪事務所(大阪府大阪市)、東京事務所(東京都港区新橋)の3拠点を繋いで打合せができるTV会議システムをご利用頂けます。  
大阪事務所や東京事務所での打合せについては、これまでどおり対応させていただきますが、その他にも東京事務所ではTV会議による打合せも対応可能です\*。  
TV会議システムの利用をご検討される場合、まずは性能評価課の担当者までご連絡ください。

\*: 外部直接接続にも対応可能です。



TV会議システム (イメージ)



TV会議システムをご利用になられたお客様の声

- ✓ 途中で音声途切れたりすることもなく、とてもスムーズに打合せをすることができました。
- ✓ 大阪まで移動しなくても、顔を見ながらの細かな打合せが出来るので、大変助かります。

## 【お詫びとお知らせ】

本号のトピックスでは、平成28年6月13日に改正され、同日から施行された平成12年建設省告示第1446号に関する情報を提供させて頂きました。当初予定していた『建築物の構造関係技術基準解説書におけるコンクリートの取扱い』については、次号 ( Vol. 05 ) 以降に掲載する予定です。

## トピックス

### ▶▶ 2ページ目

### 平成12年建設省告示第1446号が改正されました。

平成12年建設省告示第1446号(指定建築材料の品質に関する技術的基準)が平成28年6月13日に改正され、同日から施行されています。

今回は本告示の変更点について説明します。

## 【認定情報】大臣認定期間・大臣認定申請方法

2016年7月現在、国交省へ大臣認定を申請してから約2ヶ月後には認定書が交付されております。

なお、国交省への大臣認定の申請では、『自社申請』または『GBRCによる代理申請』を選択できます。

### ☑ 自社申請 注1)

申請者様が自ら申請を行います。『国交省へ直接持ち込み、対面により受け付けてもらう方法』に加え、『郵送による申請書類の提出』も新たに選択できるようになりました。郵送による申請書類の提出をご希望される場合、まずはGBRCへお問合せ下さい。

注1) : 郵送による申請書類の提出では、申請書類の内容について確認する必要がある場合、国交省担当者が申請者へ電話等による連絡をとることがあります。

### ☑ 代理申請 注2)

申請者に代わって、大臣認定の申請に精通したGBRC職員が、申請時の説明、申請後の国交省からの問合せ等に適切に対応します。

注2) : 交通費等負担金として、1件あたり1万5千円を申し受けます。





## 〔トピックス〕平成12年建設省告示第1446号が改正されました。

指定建築材料の技術的基準である**平成12年建設省告示第1446号**が平成28年6月13日に改正され、同日から施行されました。建築基準法第37条第一号に該当するコンクリートが変更されており、これに伴って、第二号に該当するコンクリートも変更されます。今回の改正により、JIS A 5021に適合する再生骨材HやJIS A 5214に適合する普通エコセメントを使用するコンクリートの場合、JIS A 5308:2014に適合していれば、建築物の基礎や主要構造部等に用いることができることとなりました。一方、JIS A 5308:2014で新たに規定された回収骨材は第一号の対象外となっていますので、**回収骨材を使用するコンクリートを建築物の基礎や主要構造部等に用いる場合は、ご注意ください。**

### 改正前

第一号：JIS A 5308-2003に適合するコンクリート  
(ただし、JIS R 5214-2002に規定する普通エコセメントを使用するものを除く)  
第二号：大臣が認定したコンクリート

### 改正後 (平成28年6月13日以降)

第一号：JIS A 5308-2014に適合するコンクリート  
(ただし、回収骨材を使用するものを除く)  
第二号：大臣が認定したコンクリート

## 【性能評価委員会】スケジュール

2016年8月から12月の間の委員会開催日程 (予定日) は、下表のとおりです (GBRCのホームページでもご確認頂けます)。

	8月	9月	10月	11月	12月
事前検討委員会 (大阪) 注1)	19日	16日	17日	8日	6日
事前検討委員会 (東京) 注1)	29日	29日	13日	10日	8日
承認委員会 (大阪) 注2)	22日	20日	24日	21日	19日

注1) 事前検討委員会の審議は、大阪または東京のどちらかとなります。

注2) 承認委員会の審議は、大阪のみとなります。

### 〔編集後記 (安田) 〕

今回のメルマガ記載のとおり、告示1446号が改正し、回収骨材は第一号の対象外となりました。産業廃棄物削減を目的に回収骨材の標準化を進めていた地域もありますので、個人的には残念な改正となってしまいました…。しかし、大臣認定という手段がありますので、お気軽に性能評定課までご相談いただければと思います。さて、夏到来。この時期は自宅の室温が体温計で測定できます (水銀体温計、目盛は35℃から)。気が向いた時に体温計を見るようにしていますが、今月入ったの最高気温は38℃、扇風機をつけても温風のため、涼しくありません (無いよりましですが…)。部屋の中でも熱中症になるわけです。皆様、水分と適切な塩分補給を忘れずに、熱中症には十分お気を付け下さいませ。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所  
建築確認評定センター 性能評定課  
担当者：坂本、津平、安田  
連絡先：TEL 06(6966)7600  
FAX 06(6966)7680  
E-mail：[seinou3@gbrc.or.jp](mailto:seinou3@gbrc.or.jp)